

災害時における緊急放送に関する協定書

災害時緊急放送の実施について、福知山市（以下「甲」という。）と福知山FM放送株式会社（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福知山市に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害等の情報について緊急放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、地震、台風、大雨、大雪、大規模火災、武力攻撃事態その他の非常事態をいう。
- (2) 「災害時緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めるとき、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送（以下「緊急放送」という。）及び甲が乙の放送設備に別途設置する設備（以下「緊急割込装置」という。）を使用して、現在放送中の番組と切り替えて行う臨時の放送（以下「緊急割込放送」という。）をいう。

（運用）

第3条 甲は、災害時緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次の各号に定める手続き及び別に定める「緊急割込放送実施細則」に定める方法により実施するものとする。

(1) 乙の通常勤務時間内での運用

- ア 甲は、緊急放送要請書（様式第1号）をもって緊急放送を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請することができる。
- イ 乙は、甲からの緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他のやむを得ない事由のない限り、緊急放送を行うものとする。
- ウ 乙は、緊急放送の依頼が要請書によるときは、その主旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

(2) 前号に掲げる時間以外での運用

- ア 甲は、緊急割込放送が必要と判断したときは、放送中の番組に割り込み、緊急割込放送を行うことができる。
- イ 甲は、緊急割込放送を行うときは、事前に乙に通知するものとする。ただし、やむを得ず連絡がつかない場合は、その実施日時及び内容を文

書により乙に事後報告する。

- 2 甲は、緊急割込放送実施細則を改定した場合は、直ちに乙に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、災害時緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者を定めたときは、直ちに相手方に通知しなければならない。

(費用の負担)

第5条 甲は乙が通常勤務時間外の放送に要する費用の一部を負担する。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

- 2 緊急割込装置の保守管理に要する費用は甲が負担する。

- 3 災害時緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が誠意をもって協議し、決定する。